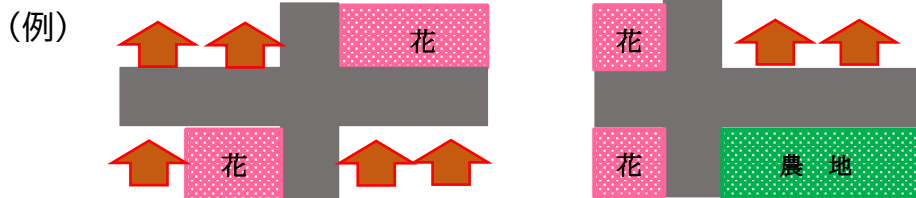


あるが嬉しい花やか事業 Q&A



Q:対象用地はおおむね 10 アールとありますが、道路を挟んで 2 区画合わせて 10アールの土地を利用しても認められますか？

A:事業計画書に添付する配置図を確認させていただきますが、近接地であれば一体の区画として認められます。判断基準としては、植栽した場所を目視した際に一体性があれば認められます。



Q:隣接した市外の土地があるのですが、市外の土地に種まきしてもいいですか？

A:対象用地は市内の土地に限ります。

Q:自分たちの団体に種子があるのですが、市から配布してもらう種子と併せて活用してもいいですか？

A:団体にある種子等は活用していただけます。花が咲いた後、採取した種子を保管しておいて、来年度に種まきをしていただくことも可能です。

Q:10アール以上の土地があり、2つの団体で播種作業をしたいのですが、複数の団体でも可能でしょうか？

A:複数の団体での活動も可能です。ただし、面積の規模によります。

例) 2 団体であれば、10 アール×2 = 20 アールの面積を維持管理し、播種(種まき)作業を行っていただきます。

Q:播種(種まき)をしたが、花が咲かなかった場合、謝礼金は交付されませんか？

A:種まきの様子や除草活動などの活動写真で活動状況を実績報告書で確認いたします。地域の景観を良くするため、取組みいただいたことが確認できれば、交付されます。

Q:謝礼金は事業計画書を提出後に交付されるのですか。

A:謝礼金は事業報告書提出後となりますので、3 月中に事務処理をした後、次年度の 4 月頃に振込予定となります。あくまでも後払いとなります。

Q:種子配布の上限はありますか？

A:特に上限はありませんが、面積に対して明らかに量が多い場合は、数量を確認させていただきます。



Q:事業計画書を提出後、団体の話し合いで冬の花も播種(種まき)したいとの希望がありました。追加で種子を申請することは可能でしょうか。

A:再度、事業計画書を作成し、提出していただきます。「種子希望」の欄に追記していただき、提出してください。

Q:市から種子を配布するとありますが、配布日は事前に分かりますか。

A:配布日は事前に連絡します。受け取り可能な日に合わせて市が直接配達いたします。

Q:看板はどこに設置すればよいですか？

A:道路に面している場所など、訪れる方が確認できる場所に設置してください。対象用地を市の職員が確認する際に看板設置場所も確認いたします。

Q:花を見に来た方から入場料をいただいても大丈夫ですか？

A:営利目的ではなく、維持管理をするための費用として入場料をいただく場合は問題ありません。

Q:認定まちづくり実働組織事業支援補助金を活用して、既に花の植栽事業を行っています。「あるが嬉しい花やか事業」も行いたいのですが、可能でしょうか。

A: 認定まちづくり実働組織での花の植栽事業との併用は不可となります。「あるが嬉しい花やか事業」では、花の種子を配布し、団体に対して、謝礼金をお支払いする制度です。

今まで行ってきたまちづくり実働組織での「花の植栽事業」を「あるが嬉しい花やか事業」に切り替えて活動してください。「地域づくり応援補助金」と「あるが嬉しい花やか事業」の謝礼金との区別が難しくなるためです。

あるが嬉しい花やか事業の予算を活用していただければ、花の種子を配布し、謝礼金をお支払いします。

今まで「花の植栽事業」にかけていた予算を別の事業に活用していただきたいと思えます。

Q:あるが嬉しい花やか事業について、知らなかったが、これから菜の花の種子を撒いて、菜の花を咲かせたいと思っている。(令和6年2月)

事業報告は来年度になるが、花の種子だけ先にもらうことは可能でしょうか。

A:可能です。仮の事業計画書(播種計画書)を提出していただき、令和5年度に花の種子を配布しますので、令和6年度に改めて、事業計画書及び事業報告書を提出してください。

種まきをする写真、除草作業をする写真、開花状況の写真を撮影しておいてください。

令和5年5月末日までに事業計画書を提出し、令和6年3月末日までに事業報告書を提出してください。事業報告書提出後、謝礼をお支払します。

あくまでも、年間を通して維持管理をしていただいた団体に謝礼をお支払いします。